（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年３月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 27 年 3 月 25 日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

改正された日本工業規格

室内空気のサンプリング方法通則	A1960
室内空気中のホルムアルデヒドのサンプリング方法	A1961
室内及び試験チャンバー内空気中のホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物の定量－ポンプサンプリング	A1962
室内空気中のホルムアルデヒドの定量－パッシブサンプリング	A1963
室内空気中の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）のサンプリング方法	A1964
室内及び試験チャンバー内空気中揮発性有機化合物のTenaxTA®吸着剤を用いたポンプサンプリング，加熱脱離及びＭＳ又はＭＳ－ＦＩＤを用いたガスクロマトグラフィーによる定量	A1965
室内空気中の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の吸着捕集・加熱脱離・キャピラリーガスクロマトグラフィーによるサンプリング及び分析－ポンプサンプリング	A1966
室内空気中の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の吸着捕集・加熱脱離・キャピラリーガスクロマトグラフィーによるサンプリング及び分析－パッシブサンプリング	A1967
室内空気中の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の吸着捕集・溶媒抽出・キャピラリーガスクロマトグラフィーによるサンプリング及び分析－ポンプサンプリング	A1968
室内空気中の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の吸着捕集・溶媒抽出・キャピラリーガスクロマトグラフィーによるサンプリング及び分析－パッシブサンプリング	A1969

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

千葉県君津市怒田字花立643番地１**新井総合施設株式会社**の工場財団に千葉県君津市怒田字花立643番地１新井総合施設株式会社君津環境整備センターの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 27 年 3 月 25 日

千葉地方法務局木更津支局

神戸市中央区江戸町104番地**尾道造船株式会社**の広島県尾道市山波町甲1005番地尾道造船株式会社の工場財団に広島県尾道市山波町甲1005番地尾道造船株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 27 年 3 月 25 日　　広島法務局尾道支局

支配人登記抹消公告

支配人を置いた営業所

北海道空知郡芦別市字下芦別停車場前

支配人の氏名　羽生　外吉

上記に係る支配人選任の登記は、商業登記法第24条第１号の規定に反して、管轄登記所以外の登記所にされた登記であり商業登記法第134条第１項第１号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成 27 年 3 月 25 日　　旭川地方法務局

一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分

（退職をした者の氏名）古川　健治

（退職時の勤務官署）紋別税務署

国家公務員退職手当法第14条第１項の規定により一般の退職手当等の全部を支給しない。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に国税庁長官に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

平成 27 年 3 月 11 日　　札幌国税局長

迫川上流土地改良区の土地改良事業計画の変更の適当決定の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から申請のあった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、その申請を平成27年３月６日適当と決定したので、同法第48条第９項において準用する同法第８条第６項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、同法第48条第９項において準用する同法第９条第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に東北農政局長に異議を申し出ることができる。

平成 27 年 3 月 25 日

東北農政局長　豊田　育郎

１　縦覧に供すべき書類の名称
　迫川上流土地改良区土地改良事業変更計画書（維持管理事業）の写し
２　縦覧期間
　平成27年３月26日から平成27年４月22日まで
３　縦覧場所
　宮城県栗原市、登米市及び岩手県一関市の各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 3 月 25 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年２月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　協和産業株式会社
　樋口　裕幸　東京都杉並区上井草２－19－20
　国土交通大臣許可（般－22）第10751号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年１月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 3 月 25 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年２月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社岡村製作所
　中村　雅行　神奈川県横浜市西区北幸２－７－18　国土交通大臣許可（特－23）第7238号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年１月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 3 月 25 日

関東地方整備局長　越智　繁雄